交通費支給規定

連盟より要請のある行事については下記の基準により交通費を支給する。

１、支給対象者

連盟役員、審判団。

２、支給基準

① 駐車料金

５k 以上移動の場合支給する。（領収書添付）

② 燃料費

10k 以上移動で１名以上の同乗者がいる場合、駐車料とは別に 500 円支給する。

但し、複数個所移動や用具の運搬、同乗者が見つからない場合は燃料費を支給する。

③ バイクによる移動

5k 以上移動の場合、駐車料（領収者添付）を支給し、10k 以上移動の場合、燃料費 200 円を支給する。

④ 公共交通機関（電車・バス）

IC カード料金として実費を支給する。但し 10 円未満を切捨てる。

３、清算方法

各リーグに運営費として３０万円（２５万＋５万）支給し　各リーグ内で清算する。

各リーグ長は、交通費精算表を連盟監査（２回/年）に取り纏め提出する。

４、注意事項

①当日自チームの試合があり、前審、後、理事当番の要請を受けている場合には支給しない。

②学童の引率を兼ねた移動には支給しない。

例

交通費精算表

令和5年　4月　30日

リーグ名　：　ムサシノリーグ

チーム名　：　練馬レッドサンズ

氏名　：　石田耕一

	月	日	行先	交通費		用途	領収者 有	領収者 無
例	4	15	希望ヶ丘公園	600	円	ティーボール大会駐車料	○	
	4	30	府中運動公園	600	円	××大会駐車料	○	
	4	30	府中運動公園	500	円	××大会燃料費		○
	合計			1,100	円			

◆領収書を裏面に貼付

2023、05、28